

令和5年第10回

安芸高田市農業委員会議事録

総 会

令和5年10月23日（月）

安芸高田市農業委員会

総会出席簿

【開催年月日】 令和5年10月23日(月)

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市民文化センター4階小ホール

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 報告第 6号 共有者不明農用地等に係る公示について
日程第 3 議案第 5 1号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 5 2号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 5 3号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 5 4号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 7 議案第 5 5号 農地利用最適化推進委員の辞任の同意について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	光永 直義	○	5	藤原 憲司	欠	9	仁伍 雅史	欠
2	秋國 満	○	6	山本 英次	○	10	田中 秀之	○
3	水重 克幸	○	7	—	—	11	境江 芳暢	○
4	見坂トシ子	○	8	黒瀬 忠司	○	12	高松 忠夫	○

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長

藤城 輝久 係長

中村 貴啓 主任

総会開始 午後1時30分

総会時間 36分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

ただいまから、令和5年第10回安芸高田市農業委員会総会を開会をいたします。

本日の総会に、5番 藤原委員、9番 仁伍委員、兩名の欠席の申し出がございました。したがって、ただいまの出席委員は9名でございます。定数に達しておりますので、これより令和5年第10回安芸高田市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程等につきましては、あらかじめお手元のほうに配付をさせていただいておりますので、通っております。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員については、安芸高田市農業委員会総会会議規則第13条第2項の規定により議長において行います。8番 黒瀬 忠司委員、11番 境江 芳暢委員さん、兩名を指名いたします。よろしくお祈りを申し上げます。

日程第2 報告第6号 共有者不明農用地等に係る公示についての報告を求めます。事務局からお祈りをいたします。

(事務局朗読報告)

○田中会長

ありがとうございました。以上で共有者不明農用地等に係る公示についての報告を終わりたいと思います。次へまいります。

日程第3 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。

(事務局朗読報告)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。受付番号58号につきまして、11番 境江委員さんお願いいたします。

○境江委員

11番 境江です。番号58号についてご説明申し上げます。今月13日に、事務局、推進委員、農業委員とで現地の確認をいたしました。現地ですが、●●●●●を●●●●●へ走ってまいりますと、初めての●●がございます。その●●を少し行くと左側に●●●●●があります。●●●より100mぐらい行った所を右の●●に入ります。その●●を真っすぐ行きますと、●●の終わりより●●に入ります。その●●を北に進んでいくと●●●川という川があり、その川にかかる橋を右側に曲がった所が今回の申請地です。●●さんは健康状態が悪いため、●●●さんと利用権設定をしておられまして、現在は●●●さんが耕作をしておられます。今回申請するにあたりまして、利用権設定の解除をして今回申請をされておられます。許可後も水稻を作りたいという事でございます。別に問題はないと思います。詳しい事は

別紙の資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。ここで質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。特段な質疑、意見はないようでございます。質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請については申請通り許可することに決しました。

日程第4 議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の要点説明をお願いします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして、担当委員の調査報告を行います。受付番号22号につきまして、4番 見坂委員さんお願いいたします。

○見坂委員

4番 見坂です。受付番号22号について報告します。10月10日、推進委員、農業委員、事務局で現地を確認いたしました。申請地は吉田町●●●●●●。先月、農振除外の申請をされたところです。図面番号52-22をご覧ください。場所は●●●●●●●●●●●●●●●●の所から●●方面へ進み、1kmぐらい進んだところに左手に申請人の実家と、その横に申請地があります。この申請地に蔵、進入路を利用するために申請するものであります。これは、相続で登記する時に現在、蔵、進入路が手続きされずに利用されていたので、この度、始末書を添付されて申請されました。周辺農地の営農には支障はなく、やむを得ないと認められました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上、22号についての報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号23号につきまして、3番 水重委員さんお願いいたします。

○水重委員

3番 水重です。23号について報告いたします。10月10日、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしております。別図の52-23をご覧ください。この案件は先月、農振除外で審議いただいたものでございます。申請地は●●●●●の●●●●●の北西にあります。別図の中央に三角形にあるのが●●●●●でございます。申請地の左側にある道を上方方向に進むと●●●●●があり、それを挟んで申請人の居宅がございます。ちょうど図面の切れたところが●●●●●でございます。申請人は相続により申請地を取得されましたが、農地のままで倉庫、駐車場として利用していることが発覚し、今回現況に合わせて地目変更するための申請となりました。周辺は住宅また駐車場があります。水路、周辺農地等には何ら影響はなく、始末書を添付しての申請で、この申請はやむを得ないものと確認いたしました。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより、質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いします。どうでしょうか。

ちょっと私、1件だけ、単純な質問で申し訳ないんですけど、受付番号22号の件でございますが、申請地の●●●●●。これは6.21㎡の田んぼ、これは進入路としての役目をしているのでしょうか。どうでしょうか。

○事務局

図面が分かりにくくて申し訳ないのですが、三角形の部分と住宅で囲われている部分が離れているんですけど、●●からの進入路です。三角形は宅地の一部と進入路の傾斜部という形になります。そこから住宅に上がって、●●を挟んで反対側に蔵と、倉庫があるという形になっております。三角形の部分は、●●からの上り口になっております。

○田中会長

ちょっと図面で離れているので、飛び地になっているのかなと考えたんですが、理解しました。その他ございませんか。よろしゅうございますか。質疑および意見がないようでございますので質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

全員賛成でございます。よって、議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請につい

て申請通り許可することに決しました。次へまいります。

日程第5 議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして、担当委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号47号につきまして、4番 見坂委員さんをお願いいたします。

○見坂委員

4番 見坂です。受付番号47号について報告をいたします。申請地は吉田町●●●●にある、4枚合計484㎡の農地です。図面番号53-47をご覧ください。場所は●●●●前の●●●●の●●●と●●●●●●●の間を山の方へ進んだところに、左手に●●●●と●●●●●●●●●●がある道を山の方へ向かって入った所に申請地があります。この図面でいうと、左手にあるところが●●●●●●●●からの道で、黒いのが進入路、両脇に●●●●と●●●●●●●●●●があります。この一番最後の奥にこの申請地があります。譲渡人は、周囲に住宅が立ち並んでおり耕作困難になっており、この度、この申請地を譲受人に所有権移転を行うものであります。譲受人はこの申請地を譲り受けて、建売住宅2棟と駐車場として利用するために申請するものであります。周囲の営農には支障のない事を確認いたしました。この申請地に許可なく砂利とか砂が入っていたので、始末書を添付されて申請されました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上、47号についての報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号48号につきまして、3番 水重委員さんをお願いいたします。

○水重委員

3番 水重です。48号について報告いたします。10月10日、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしております。別図の53-48をご覧ください。ちょうどこの図面の真ん中に申請地がございますが、右の道と水路がありますけど、これを上方向に行くと●●●●●●●●●●、下方向へ進むと●●●●●●●●●●に向かいます。ちょうど●●●●●●●●●●から上がって坂に差し掛かった所の左手にございます。先月農振除外で審議いただいた案件でございます。譲受人は現在、土木建築業を営んでおり、現在使用しております資材置場が手狭になり、自宅近くにございます申請地を借り受けて、資材置場として利用するための転用申請でございます。水路

を含めて周辺農地等には何ら影響はなく、許可はやむを得ない事を確認しております。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号49号について、1番 光永委員さんお願いいたします。

○光永委員

はい、1番 光永です。49号について報告します。10月12日、農業委員で現地を確認しました。図面番号53-49をご覧ください。場所は、●●●●●●●●の信号を右手に入り、●●●●●●●●の信号から●●方面に約200m行った右側になります。申請地の手前●●●●●●あるいわ●●●●●●という所が●●●の敷地となっており、ここに工場が建っています。申請地は今回駐車場として使うという事で、少し離れた所にならった約20台分の駐車場が住宅用地となって返す事になり、今回の申請でここを再度借りるということです。この申請によって、約30台の駐車スペースがとれるという事で。周辺の農地は342-3というところがまだ農地ですが、●●方面は●●●●の工場であり、水路等についても何ら問題がないことを確認しました。第1種農地ということで、これは約20年前に圃場整備にかかっている農地で、第1種になっておりますが、●●として許可になるという事なので、致し方ないかなというふうに見てまいりました。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号50号について、6番 山本委員さんお願いいたします。

○山本委員

6番 山本です。受付番号50号について報告いたします。この案件は、9月の総会において農振除外でご審議いただいた案件です。10月13日、推進委員、農業委員、事務局と現地を確認しました。図面番号53-50をご覧ください。場所は●●●●の横を通り、●●方面に約1km行き、左手方向に約100m行った所にある未整備田175㎡と畑57㎡です。●●●●と●●●●に挟まれた窪地で長年耕作されておらず、防草シートで覆われています。申請人の●●さんは●●●●に住んでおられ、このほど譲受人の●●●●さんに家屋等を売却されるそうです。ただ、この土地には駐車場がなく、隣にある、田、畑を埋めて駐車場にしたいそうです。隣接する農地はなく周辺農地に影響がないことを確認しました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより、質疑及び意見に入ります。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。ございませんか。よろしいですかね。質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し採決に入ります。議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

全員賛成でございます。よって、議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請については申請通り許可することに決しました。ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時00分 休憩

午後2時03分 再開

○田中会長

休憩を閉じて会議に入ります。申し遅れましたが、先ほどの議案第53号 農地法第5条の件につきまして、48号と49号の2件につきましては、許可妥当と処理し、広島県農業会議常設審議委員会に意見聴取をする事といたしますのでご了承をいただきたいと思います。次に参ります。

日程第6 議案第54号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の要点説明をお願いします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局の要点説明を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんでしょうか。質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し、採決に入ります。

議案第54号 農用地利用集積計画の決定について、本案は計画通り決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第54号 農用地利用集積計画の決定については、計画通り決定することとし、妥当意見を付し市長に回答するこ

とに決しました。次にまいります。

日程第7 議案第55号 農地利用最適化推進委員の辞任の同意についてを議題といたします。はじめに事務局より要点説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局の要点説明を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。よろしゅうございますか。質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し、採決に入ります。

議案第55号 農地利用最適化推進委員の辞任について、同意することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第55号 農地利用最適化推進委員の辞任については、同意することに決しました。

以上をもちまして本総会に付議をされました案件は全て審議を終了いたしました。これをもって令和5年第10回安芸高田市農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時09分 閉会